

別紙

4 施設の概要

○用途変更による建築基準法上の手続きは不要であるが、建築士等に相談の上、建築基準法に適合する計画とすること。

A. 2月から工事を実施するが、建築基準法に適合するよう、施工業者と打ち合わせを行った。

○消防法上の用途は(6)項ハに該当するため、新たに誘導灯を設置すること。また、じゅうたん、カーテン等を使用する際は、防災物品を使用すること。

A. 12月に消防署員にて現地確認を行ってもらった。その際に、施工業者も立ち会いの下、3者にて消防法に適合するよう打ち合わせを行った。

○使用に際しては、事前に防火対象物使用開始届出書を提出すること。

A. 施工業者と打ち合わせを行い、施工後、開始届出書を提出する為の打ち合わせを行った。

9 事業の見通し

○本計画では、日々10人程度の利用者を確保することで事業収支が安定する。日々10名の利用者が確保できる見通し、確実性を示すこと。

A. 昨年より、福山市内・尾道市内の相談支援事業所へパンフレットを持参の上、松永地区の利用者の紹介をお願いした。また、1月21日に福山市相談支援事業所連絡会に参加し、同様に説明することとしている。

尾道市のかがやき三成では、利用者の5割程度は、松永エリアからの利用者であり、送迎も含めて、利用者の負担軽減を図る上で、かがやき松永へと検討している。

現状、新規で利用希望の方が数名おり、問い合わせ等も数件ある状態で、夏休み前の7月中には10名になる予定。

12 事業計画

○事業を実施する地域の需要と供給をどのように認識しているか。

A. 福山市全体の小学校生徒の児童数に対する特別支援学級の生徒の割合は約6.2% (2019年5月1日現在：福山市特別支援学級数による) であるが、福山市西部エリア(5校)では、約9.2%と高くなっている。

また、放課後等デイサービスは、このエリアに5か所あるが、どこの事業所も定員がいっぱいの為(もしくは、送迎を実施していない事業所の為) 利用者の希望通りの利用に結びついていないと感じている(相談員・利用者からの聞き取り等による)

○他の事業所との差別化を図ることができる特色があればその具体を示すこと。

A.有資格者の配置基準の中で、かがやき松永では、学習支援に力を入れており、教員免許のスタッフが数名個別に指導に当たる予定。

○事業所の数は増加傾向にあり、事業所同士の連携も重要になっていると思われる。既存の事業所等ともよく連携を図ること。

A. 利用者の中には、複数の事業所を利用している方もおり、療育支援（個別支援計画）の一貫性や上限管理の必要性もあり、今後、連携を図っていく予定。

1 3 利用者処遇

○教員免許を有するスタッフを配置し療育に当たるとのことだが、放課後等デイサービスにおいてはより丁寧な指導が求められる。具体的な指導方法や内容を示すこと。

A.利用者によっては、環境による配慮が必要なケースもあり、療育活動を行う部屋を複数設けたり、学習時には、ブースや、テーブルの配置などに気を付けるようにする。

また、不登校の利用者には、家族から聞き取りを行い、現状のレベルを把握し、それにあった学習方法を提供する。

○ホースセラピーについて、馬の扱いに長けたスタッフを配置する予定はあるか。また、児童の安全確保対策や事故発生時の対処について示すこと。

A. 定期的に実施しているホースセラピーだが、馬の知識や馬具の取り付け方など、馬主さんから毎回レクチャーを受けている。現状のスタッフで対応している為、馬の扱いに長けたスタッフを配置する予定はない。

また、安全確保の為、数名のスタッフを毎回配置しており、事故発生時には、速やかに管理者に報告するようスタッフに指導している。

○市内には、既にホースセラピーを実施している事業所がある。効果的かつ安全な支援の提供を図るため既存事業所とも連携を図ること。

A. 福山市内には数か所ホースセラピーを実施している事業所があり、今後、支援方法など連携を図っていく予定。